

NO.	質問内容	回答
1	系統線と自営線をどの程度の割合で活用したマイクログリッドであれば申請可能でしょうか。	系統線が活用されていれば、系統線の活用割合に関わらず申請は可能です。
2	同一申請者が複数の申請を出しても良いのでしょうか。	マイクログリッド単位での申請となりますので、マイクログリッドの範囲が重複していなければ、複数申請することは可能です。
3	マイクログリッドで活用する再生可能エネルギー発電設備は、事業者が新規で設置する必要があるのでしょうか。あるいは既存の発電設備の活用でも可能でしょうか。	マイクログリッドに活用する設備は既設でも構いません。
4	補助対象経費に、交付決定日前に発注した分を含めることは可能でしょうか。	<p>交付決定日より前に契約・発注をしたものはすべて補助対象外です。同様に、交付決定日より前に発生した人件費もすべて補助対象外です。以下の図をご参考ください。</p> <p style="text-align: center;">【補助事業における調達補助対象可否判断例】</p> <p style="text-align: center;">「検収」とは… 納品物が発注した内容に適合するか検査する行為</p>
5	補助対象設備工事の完了に合わせて、対象外設備の工事も完了させなければならないのでしょうか。	公募要領P.13「1-12 補助事業期間」とおり、構築事業の完了要件のひとつに、「マイクログリッドの構築完了（マイクログリッドの運用が可能な状態であること）」がございます。当該設備がマイクログリッドの運用開始に必要な不可欠な場合は補助対象外であっても工事完了が必要です。
6	公募要領P.13「1-12 補助事業期間」に、「3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。」とありますが、申請の時点で、3者分の見積書が揃っていないといけないのでしょうか。	申請時点では3者分の見積は必要ではありません。補助事業の実施時には、公募要領P.23「2-6 補助事業の開始について」に記載の通り、3者分以上の見積の取得が必要です。
7	公募要領P.32「4-3 提出書類一覧」における、「No.2-16 補助対象設備の活用計画及びマイクログリッドビジネスモデル」について、これは平常時の運用についての計画を記載するものでしょうか。	補助対象設備の平常時における活用計画及びビジネスモデルを提出してください。
8	添付資料4 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写しとして直近3か年分の提出が必要とありますが、設立間もないので3か年分が提出できない場合はどうすればよいのでしょうか。	提出可能なすべての期間の財務諸表を提出してください。
9	申請者と設備設置場所の土地・建物の所有者が異なる場合、交付申請時に土地や建物の利用契約等を締結していないと申請はできないのでしょうか。	申請いただくことは可能です。その場合は土地や建物の利用の目的がたっていることを証明する書類を提出してください。ただし、採択しない事例にもあります通り、土地や建物の利用の確実性に疑義があると判断された場合は不採択となります。
10	複数年度事業において、補助事業を実施できない期間を教えてください。	1年度目の事業完了から2年度目の交付決定まで、補助対象経費にかかる事業を実施することはできません。そのため、1年度目に購入、2年度目に設置する設備を一時保管するための費用等は原則として補助対象外です。なお補助対象経費にかからない工事等は実施いただけます。ただし、大前提として複数年度事業で採択を受けたとしても、2年度目の補助金交付を保証するものではないことにご注意ください。
11	公募要領P.21「2-1 スケジュール」において、実績報告書提出後に「成果報告会」の旨の記載がありますが、これはどういったものなのでしょうか。	実績報告書をご提出いただいた後に、構築が完了したマイクログリッドの概要や成果を発表する場を設け、補助事業者の方に発表いただく予定です。どのような形で発表いただくかは、監督省庁含め協議中です。なお、複数年度事業の場合は構築完了年度において発表をいただく予定です。